

2017. 11. 16

平成28年10月26日 平成28年(行ケ)10009号
「加湿器」事件(特許無効審決を取消)

中村合同特許法律事務所
電気・情報セクション
弁理士 山崎 貴明



事案の概要

原告(特許権者): シャープ

被告(無効審判請求人): ダイニチ工業

NAKAMURA & PARTNERS

・特許4666516号(無効2014-800202号)無効審決取消訴訟

- ・ 2011年1月21日: 特許設定登録(発明の名称: 加湿器)
- ・ 2014年12月6日: 無効審判請求
- ・ 2015年12月9日: 特許無効審決

(クレームの訂正なし、無効理由: 進歩性)

- ・ 2016年1月13日: 特許権者が特許無効審決取消しを求め提起
- ・ 2016年10月26日: 特許無効審決を取消す判決
(裁判長: 第4部・高部眞規子裁判官)

事案の背景

原告(特許権者): シャープ 被告: ダイニチ工業

NAKAMURA & PARTNERS

損害賠償請求事件(平成26(ワ)9977)が大阪地裁で争われていた。
地裁判決は確定済み

	特許権1 3497738号	特許権2(本件特許) 4666516号	特許権3 3561443号
無効審判	特許無効審決 (訂正なし、29条2項) (2015年12月9日)	特許無効審決 (訂正なし、29条2項) (2015年12月9日)	訂正認容、 特許維持 審決 (訂正あり、29条の2、 29条2項) (2016年2月16日)
審決取消訴訟	審決維持判決 (2016年10月26日)	審決取消判決 (2016年10月26日)	提起無し
その後	特許権消滅	審判請求取下、特許 権維持	特許権維持
侵害訴訟 (2016年4月14日)	非充足	非充足	特許発明、訂正発明 ともに 無効 (29条の2)

本件の要点

1. 一致点及び相違点の認定の誤り

審決における相違点(相違点1の前提となる点)は、判決において一致点として認定された

原告(特許権者)が審決における相違点の認定は誤りであり、相違点は一致点と認定すべきと主張

→原告は、一致点であれば、甲1に甲2を適用する動機付けがないことを主張したかった

2. 相違点1の判断の誤り

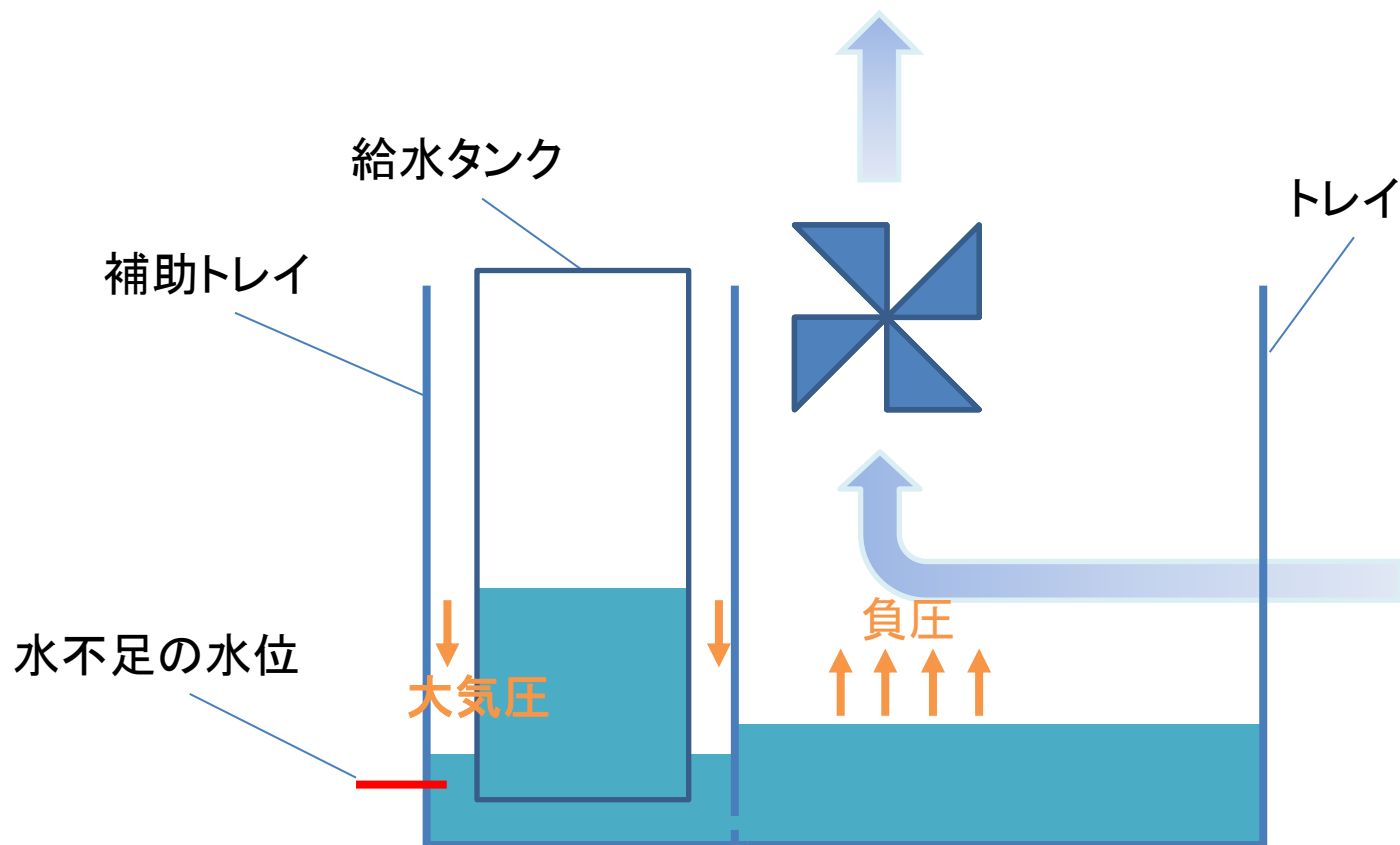
(甲1 + 甲2に基づく相違点1の容易想到性)

審決: 容易想到、判決: 容易想到ではない  進歩性アリ

- 請求項の用語の技術的意義を明細書の記載(ex.課題)などに基づいて解釈
- 甲1は、本件特許明細書に文献公知発明として記載されていた

発明の概要

NAKAMURA & PARTNERS

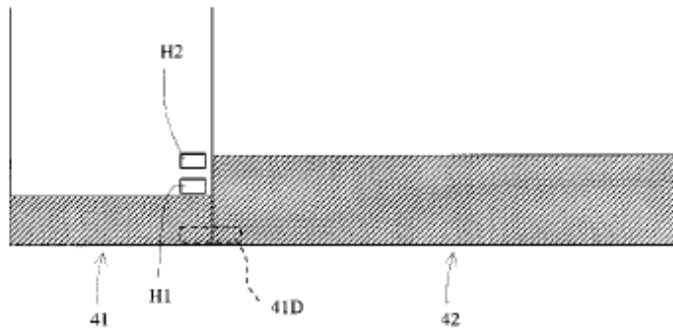


甲1発明

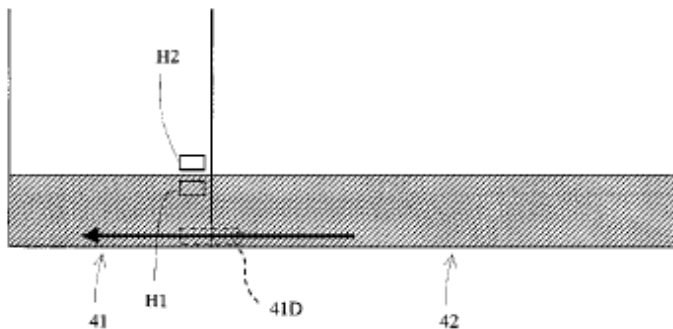
NAKAMURA & PARTNERS

【図 9】

(A)



(B)



H1: 第1の基準位置
H2: 第2の基準位置

【0026】

CPU 10は、タンク挿入部41の水面高さが第1の基準位置H1より下がると、水蒸気発生回路18を介してファン20を停止する。...

【0027】

...CPU 10は、タンク挿入部41の水面高さが第2の基準位置H2より高くないとファン20の動作を再開させない。...

本件発明(その1)

NAKAMURA & PARTNERS

【0009】

そこで、このような誤作動の発生を防止するため、例えば特許文献1には、補助トレイ18にトレイ水位検知スイッチ45を2つ設置した加湿機が開示されている。...

【特許文献1】特開2006-71145号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0010】

しかし、上記した従来の加湿機では、補助トレイ18内の水が水不足の水位に達した際に起こる誤作動の発生を防止するためには、トレイ水位検知スイッチ45を2つにする必要があることから、部品点数が増え、コストアップを伴ってしまう。

【0011】

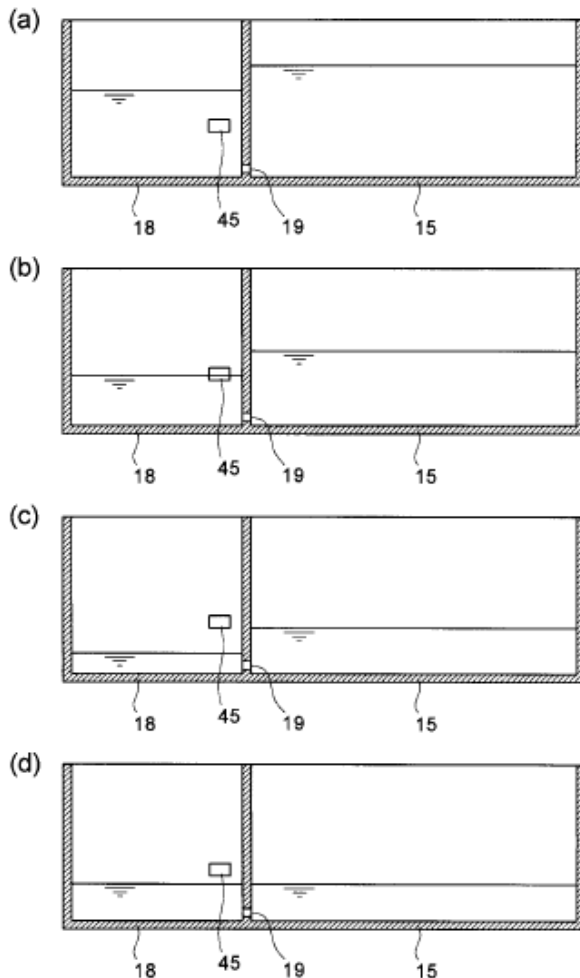
そこで本発明は、上記の問題に鑑みてなされたものであり、補助トレイ内の水が水不足の水位に達した際に起こる誤作動の発生を簡易に防止できる加湿機を提供することを目的とするものである。

甲1

本件発明(その2)

NAKAMURA & PARTNERS

【図7】



【0054】

…図7(b)に示すように、補助トレイ18内の水の水位がトレイ水位検知スイッチ45に達すると、トレイ水位検知スイッチ45から検知出力がなされる。

【0056】

続くステップS20では、トレイ水位検知スイッチ45からの検知出力があつてから所定時間、例えば10分を経過したか否かが判断される。…

【0057】

…所定時間の分だけ加湿が進行し、図7(c)に示すように、補助トレイ18内の水の水位はトレイ水位検知スイッチ45よりはるかに下方まで下降した位置に至る。…図7(d)に示すように、その水位がトレイ水位検知スイッチ45にまで至ってしまうことはなく、トレイ水位検知スイッチ45からの検知出力が消えてしまうことはない。

本件発明(その3)

【請求項1】

通気路中の送風機の回転に従い、外部の空気を吸い込んで加湿し、加湿した空気を外部へ吹き出す加湿機であって、

前記通気路内には、前記送風機の上流域に、水を貯めるトレイと、このトレイに貯まっている水に下部が浸されて水分を含んだ加湿フィルタと、が配され、

前記トレイには、前記通気路の外に配されるとともに給水タンクからの水を貯めて前記トレイと互いに連通する補助トレイが接続されていて、

前記補助トレイに貯まっている水が減って水不足の水位に達したことを検知するトレイ水位検知部と、

(※「水不足の水位」の明確な定義はクレームに記載なし)

前記送風機の回転動作を制御する制御部とを備えており、

前記送風機の回転に従って、前記補助トレイ内の水面には大気圧が作用する一方で、前記トレイ内の水面には負圧が作用し、

前記制御部は、前記送風機を回転させている加湿運転中に前記トレイ水位検知部から検知出力を受けたとき、所定時間が経過するまで前記送風機の回転を継続させる

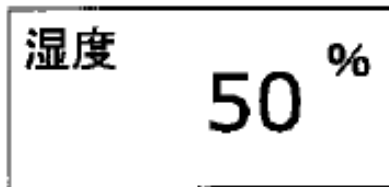
(※送風機の運転の再開についての限定がない)

ことを特徴とする加湿機。

甲2発明

NAKAMURA & PARTNERS

【図3】



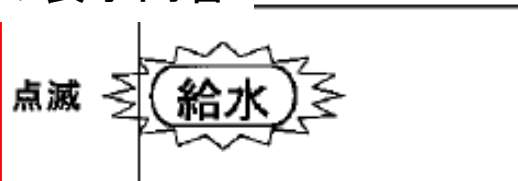
(A) 運転中の表示

第1の表示内容



(B) 「給水」および残時間の表示

第2の表示内容



(C) 「給水」点減の表示

【0037】給水部2の水位が基準の水位よりも低くなると、ファン3を低速回転とし、ヒーター8をOFFとし、タイマーに所定時間の5分間以上の時間を設定し、表示部6には第1の表示内容である図3(B)の「給水」およびタイマー残時間の表示をして、タイマーの減算を開始する。

【0038】タイマーの残時間が0になったらファン3を停止し、表示部6には第2の表示内容である図3(C)の「給水」点減の表示をする。

審決(その1)

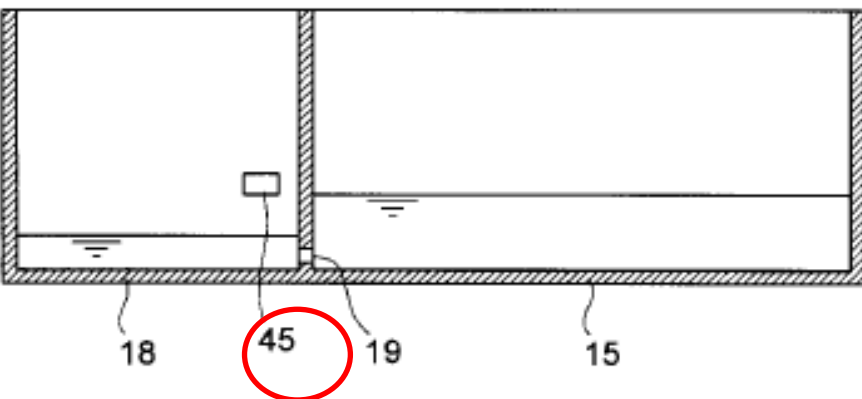
NAKAMURA & PARTNERS

[相違点1]

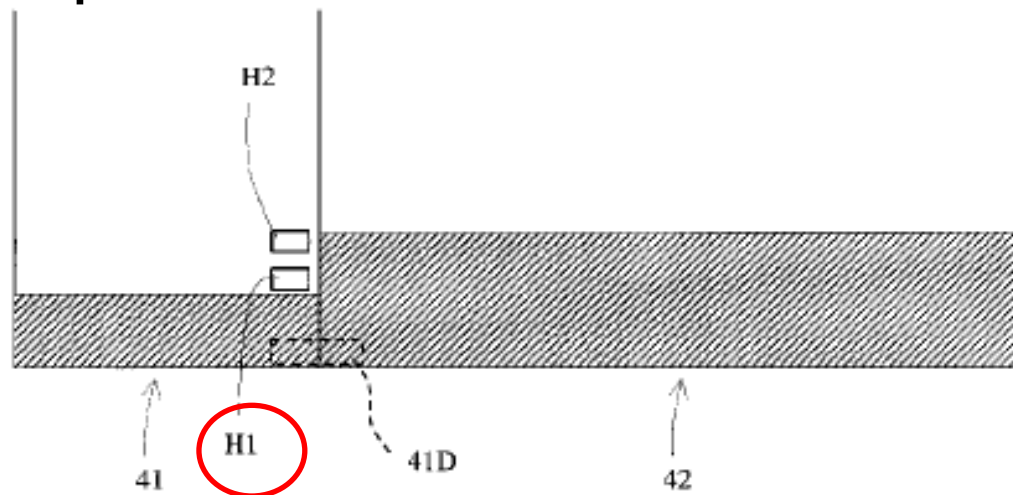
本件発明1では、トレイ水位検知部が「水不足の水位」に達したことを検知し、制御部が「前記送風機を回転させている加湿運転中に前記トレイ水位検知部から検知出力を受けたとき、所定時間が経過するまで前記送風機の回転を継続させる」のに対して、

甲1発明では、フロートスイッチ14の「第1の基準位置における接点」が「水面高さが第1の基準位置H1より低くなると」オフになり、CPU10が「タンク挿入部41の水面高さが第1の基準位置H1より下がると、水蒸気発生回路18を介してファン20を停止」する点。

本件特許



甲1



審決(その2)

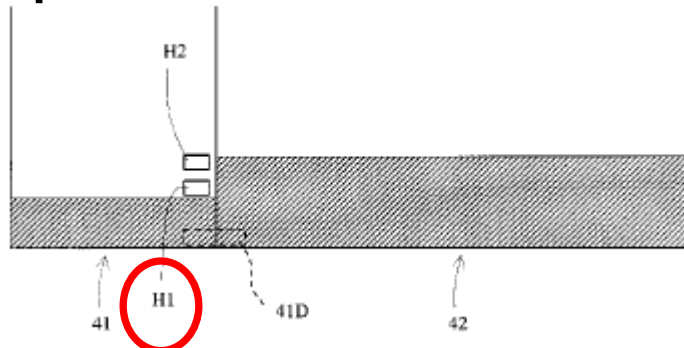
甲2には、給水部の水位を検知して、……給水部の水位が一定の水位よりも低くなる前に給水を行わない限り、加湿運転が必ず一度は停止してしまい、加湿運転の停止に気がつかずに長時間停止したままとなる問題点があったことが記載されている(【0002】、【0003】)。

...

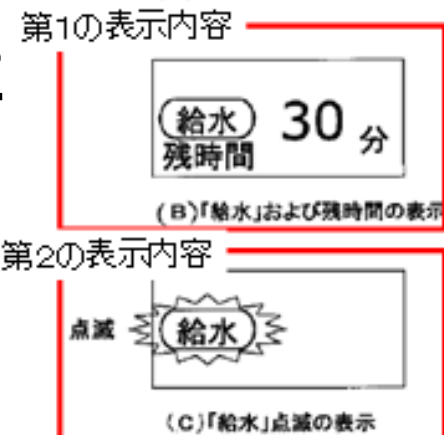
甲1発明は、「タンク挿入部41の水面高さが第1の基準位置H1より下がると、水蒸気発生回路18を介してファン20を停止」するのであるから、上記甲2に記載された「給水部の水位を検知して、一定の水位よりも低くなると加湿運転を停止し、給水を促す表示をする加湿器」の問題点を有することが明らかであり、この問題点を解決するために上記甲2の技術事項を採用することは当業者が普通に想到し得ることにすぎない。

➡ 甲1、2は問題点が共通、甲1に甲2を採用することができる

甲1



甲2



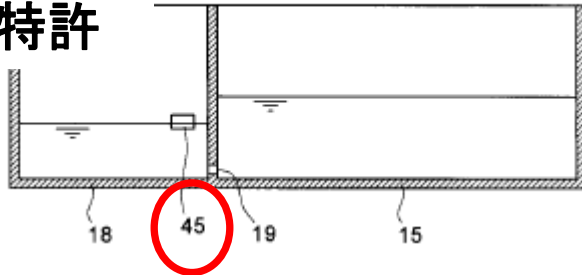
裁判所の判断(その1)

甲2

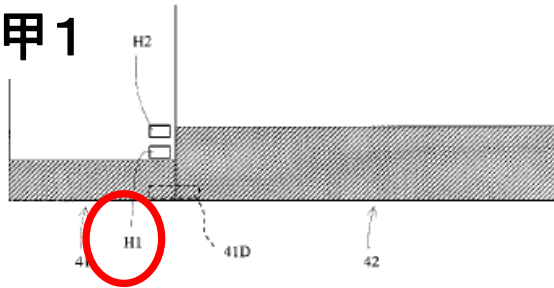
【図3】

NAKAMURA & PARTNERS

本件特許



甲1



湿度 50 %

(A) 運転中の表示

給水 30 分
残時間

(B) 「給水」および残時間の表示

点滅 給水

(C) 「給水」点滅の表示

本件特許

引用発明

引用例2

水不足の水位

第1の基準位置
H1

第2の基準位置
H2

一定の水位

加湿運転の余地がある水位

✓

✓

加湿部が適正に加湿空気を生成するために必要な液面高さの下限位置

✓

✓

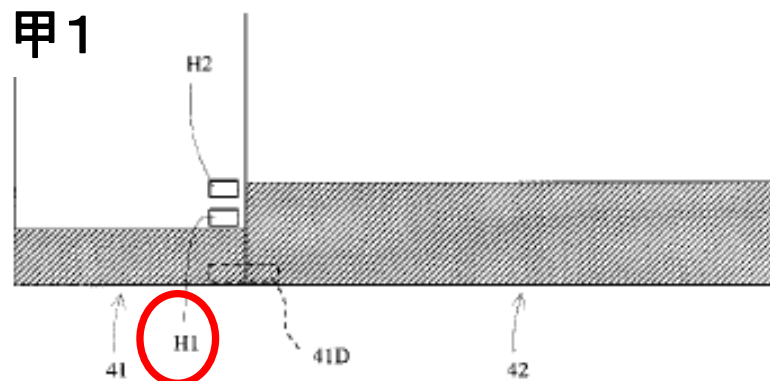
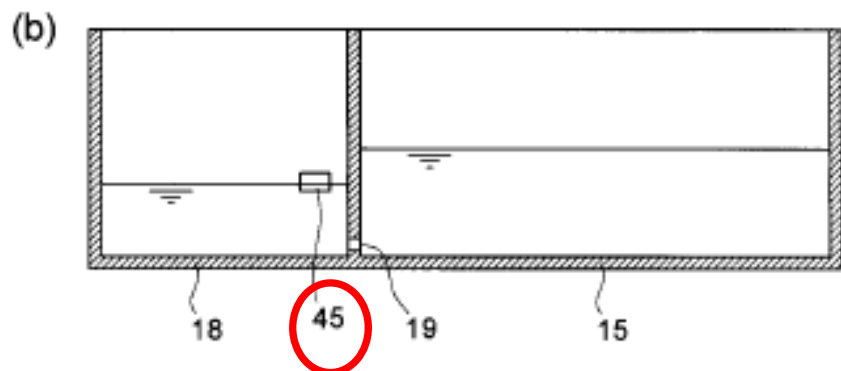
裁判所の判断(その2)

(ア) 本件発明1は、・・・引用発明には、部品点数が増え、コストアップを伴うという問題があったことから、補助トレイ内の水が「水不足の水位」に達した際に起こる誤作動の発生を簡易に防止できる加湿機を提供することを目的とし、・・・

(イ) 引用発明における「第1の基準位置H1で検知する水位」とは、・・・液体収容部における液量不足の判断基準となる液面高さ(水位)であり、加湿部が適正に加湿空気を生成するために必要な液面高さの下限位置(水位)であって、液面高さ(水位)がそれより低くなったことが検出されると加湿部の動作が停止されるものである。そして、「液面高さが基準位置H0の付近で上昇または下降を繰り返す、そのたびに加湿部がオンまたはオフを繰り返すという不具合」、すなわち本件明細書における「誤作動」が起こり得る液面高さ(水位)に該当する。

(ウ) 以上によれば、引用発明における「第1の基準位置H1で検知する水位」は、本件発明1の「水不足の位置」に相当するものであると認められる。

本件特許



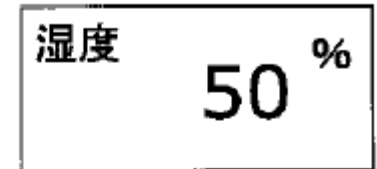
裁判所の判断(その3)

引用例2における「一定の水位」の意義

引用例2に記載の加湿器は、部屋の乾燥を防止するために、水位が「一定の水位」より低くなった後も、モーターが所定時間以上回転し、さらに、低速回転とすることで長時間加湿をすることが可能なものである。...

したがって、引用例2における「一定の水位」は、それを下回る水位でも加湿機能が適正に動作して加湿空気を生成することができ、それを下回る水位が検出された後も加湿機能の動作を行わせることを前提とするものであるということが出来る。

【図3】



(A) 運転中の表示

第1表示内容



(B) 「給水」および残時間の表示

第2表示内容



(C) 「給水」点滅の表示

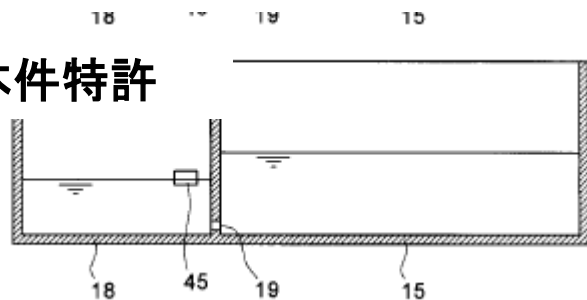
裁判所の判断(その4)

引用例2に記載された技術事項における、給水部の水位を検知する検知装置が検知する「一定の水位」は、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置における接点」とは、水位の性質、すなわち、それを下回る水位でも加湿機能が適正に動作できるか否か及び加湿機能の動作を行わせることを前提としているか否かという点において、明らかに相違する。

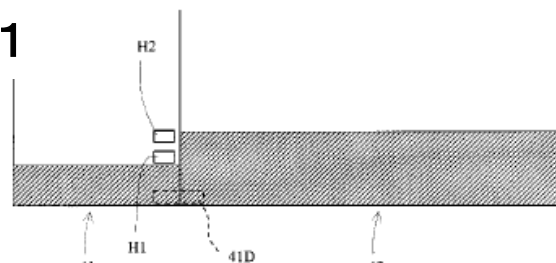
...

引用発明において、...液面高さが「第2の基準位置」を下回っても、...加湿機の運転が継続されるものである(【0028】)。そうすると、所定の水位を下回る液面高さでも加湿機能が動作して加湿空気を生成することができ、それを下回る水位が検出された後も加湿機能の動作を行わせるものである点において、引用例2における「一定の水位」と引用発明の「第2の基準位置H2における接点」は共通するものであるということが出来る

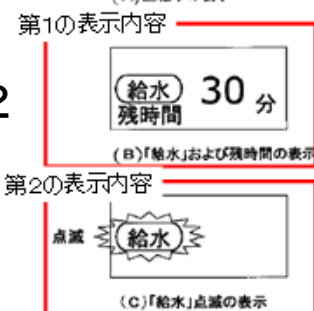
本件特許



甲1



甲2



本件特許

水不足の水位

引用発明

第1の基準位置
H1

第2の基準位置
H2

引用例2

一定の水位

加湿運転の余地がある水位

加湿部が適正に加湿空気を生成するために必要な液面高さの下限位置

✓

✓

✓

✓

裁判所の判断(その5)

引用発明には、上記性質において共通する「第2の基準位置H2における接点」が既に構成として備わっているにもかかわらず、引用発明において、フロートスイッチ14の「第1の基準位置における接点」を引用例2の「一定の水位」を検知する構成に置き換える動機付けがあるということとはできない

...

引用発明における・・・「第1の基準位置H1における接点」を、引用例2に記載された技術事項(・・・「一定の水位」を検出対象とするもの)に置き換えると、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置H1における接点」は、・・・加湿機能を引き続き動作させることになるから、・・・加湿部の動作を自動的に停止して液体収容槽の液体の残量がないときにファンを無駄に動作させることを防止できるという効果(【0009】)は、損なわれることになる。そうすると、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置H1における接点」を、引用例2に記載された技術事項である、「一定の水位」を検知する構成に置き換えることには、**阻害要因**があるというべきである。

→ 請求項の「水不足の水位」を明細書の記載(ex.課題)などに基づいて解釈し、相違点1の容易想到性が覆った

	本件特許	引用発明		引用例2
	水不足の水位	第1の基準位置 H1	第2の基準位置 H2	一定の水位
加湿運転の <u>余地がある水位</u>			✓	✓
加湿部が適正に加湿空気を生成するために必要な液面高さの <u>下限位置</u>	✓	✓		

NG

本件特許に係る大阪地裁 (損害賠償請求事件)の争点(その1)

非充足であると判断した特許発明の構成

請求項1 「前記制御部は、前記送風機を回転させている加湿運転中に前記トレイ水位検知部から検知出力を受けたとき、所定時間が経過するまで前記送風機の回転を継続させる」

被告製品の構成

本件特許の「所定時間」に該当するか？

30～50秒間
ファンを強運転

5分間
ファンを微弱運転

15分間
ファンを停止

手動で電源オフにしない限り
延々と繰り返される(継続回転)

水不足検知

本件特許に係る大阪地裁 (損害賠償請求事件)の争点(その2)

裁判所の判断

結論

被告各製品は、・・・本件発明2の解決手段とは異なる構成で解決しているものといえる。

また、その送風機の継続回転は、上記(3)のとおり、当初の強回転後は、微弱回転の間欠運転が延々と継続するというものであって、その運転時間は、水位検知部がなお水位低下を検知できるに足りる水位下降をさせるに必要な時間とは何ら関連付けられていないし、そもそも水位低下を一旦検知した後は、その後の水位変動の検知は影響を受けないというのであるから、被告各製品の構成は送風機停止による負圧解除までに十分水位を下降させる「所定時間」を基準とする技術ではないというべきである。したがって、この送風機の継続回転には、本件発明2にいう「所定時間が経過するまで」送風機の回転を継続させるという技術的意義があるものということとはできないというべきである。・・・したがって、被告各製品は、構成要件2Gを充足するものとはいえないから、本件発明2の技術的範囲に属さないというべきである。

問題(課題)

本件発明2の構成要件は、別紙対比表2の本件発明2の分説欄記載のとおりであるところ、これに以上の明細書の詳細な説明の記載を併せ考えると、・・・従来技術の構成では、・・・送風機の回転と停止が繰り返されるという問題があった・・・

特許発明の解決手段

(水位低下を検知すると)水位そのものをさらに下降させて解決する

被告各製品の解決手段

水位低下を検知すると、その後、運転入／切ボタンを押して運転を停止(運転オフ)させない限り、水位が変位しても送風機の運転が再開しない

所感

NAKAMURA & PARTNERS

1. 特許庁は、クレーム文言を忠実にとらえて、発明の特徴を特定する傾向がある？
2. 本件の課題が【発明が解決しようとする課題】に記載されていなかったら、裁判所は、課題として認めたか？
 - 「課題」は、明細書における記載欄（記載場所）が大事？
 - 特許庁では、「実施例」の欄の記載でも、課題として認めてくれることがある（多い？）。

ご参考(審決)

NAKAMURA & PARTNERS

なお、被請求人(特許権者)は、

「本件発明1のトレイ水位検知部は、補助トレイに貯まっている水が減って水不足の水位に達したことを検知するのに対し、甲1発明の液面検知手段(フロートスイッチ14)は、液体収容部における液量不足の判断基準となる液面高さである第1の基準位置H1と、予め設定された液面高さの上限位置と第1の基準位置との間に配置される第2の基準位置H2の二つの位置を基準に液体収容部内の液体の液面高さを検出するため、二つの位置に接点を設ける必要がある点。」

「甲1発明は、タンク挿入部41の水面高さが第2の基準位置H2より高くないとファン20の動作を再開させない点。」

も相違点として認定すべき旨を主張する。

...

しかしながら、請求項1の記載に照らせば、本件発明1は、送風機の動作を再開させるための手段について何ら特定するものではないことが明らかであり...

端的にその旨を特許請求の範囲において特定すれば足りるにも関わらず、請求項1には、加湿運転の再開について特定するところがない...

ご参考(審査基準)

第3節 新規性・進歩性の審査の進め方

2. 請求項に係る発明の認定

審査官は、請求項に係る発明を、請求項の記載に基づいて認定する。この認定において、審査官は、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮して請求項に記載されている用語の意義を解釈する。

審査官は、請求項の記載に基づき認定した発明と明細書又は図面に記載された発明とが対応しないことがあっても、請求項の記載を無視して明細書又は図面の記載のみから請求項に係る発明を認定し、それを審査の対象とはしない。審査官は、明細書又は図面に記載があっても、請求項には記載されていない事項は、請求項には記載がないものとして請求項に係る発明の認定を行う。反対に、審査官は、請求項に記載されている事項については必ず考慮の対象とし、記載がないものとして扱ってはならない。(参考) 最二小判平成3年3月8日(昭和62年(行ツ)3号・民集45巻3号123頁)「トリグリセリドの測定法」(リパーゼ事件判決)

所感

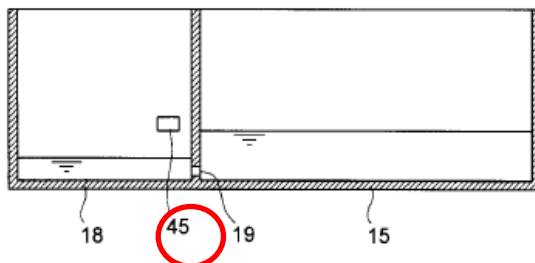
NAKAMURA & PARTNERS

1. 特許庁は、クレーム文言を忠実にとらえて、発明の特徴を特定する傾向がある？

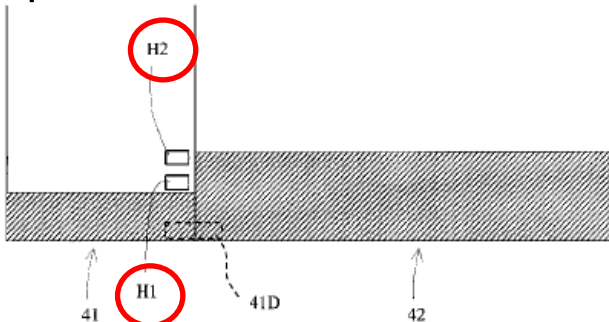
2. 引用発明の良いところ取り、つまみ食い

→そもそも、本件特許発明に到達するために、甲1発明のセンサーを1つにすることは可能？

本件特許



甲1



甲2

第1の表示内容



(B)「給水」および残時間の表示

第2の表示内容



(C)「給水」点滅の表示